官　報

官　庁　事　項

地上基幹放送局の再免許及び免許並びに地上基幹放送の業務の認定の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第７項及び放送法（昭和25年法律第132号）第93条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年４月20日　　総務大臣　野田　聖子

１　受付期間

平成30年５月１日（火）午前８時30分から同年７月31日（火）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

２　地上基幹放送に係る放送対象地域、地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）

別表のとおり

３　周波数等

別表のとおり

４　空中線電力

別表のとおり

５　申請の単位

再免許及び免許の申請は、一の送信場所における一の周波数ごとに行うものとする（短波放送を行う場合を除く。）。また、認定の申請は、放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ放送系ごとに行うものとする。

６　申請書の提出場所及び問合せ先

⑴　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が北海道の場合

北海道総合通信局　〒060―8795　札幌市北区北８条西２丁目１－１　札幌第１合同庁舎

情報通信部放送課　電話番号011―709―2311（内線4668）

⑵　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県の場合

東北総合通信局　〒980―8795　仙台市青葉区本町３丁目２―23　仙台第２合同庁舎

放送部放送課　電話番号022―221―0671（ラジオ放送担当）

022―221―4710（テレビ放送担当）

⑶　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県又は山梨県の場合

関東総合通信局　〒102―8795　千代田区九段南１丁目２－１　九段第３合同庁舎

放送部放送課　電話番号03―6238―1705（ラジオ放送担当）

03―6238―1706（テレビ放送担当）

⑷　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が新潟県又は長野県の場合

信越総合通信局　〒380―8795　長野市旭町1108　長野第１合同庁舎

情報通信部放送課　電話番号026―234―9939

⑸　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が富山県、石川県又は福井県の場合

北陸総合通信局　〒920―8795　金沢市広坂２丁目２―60　金沢広坂合同庁舎

情報通信部放送課　電話番号076―233―4492

⑹　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が岐阜県、静岡県、愛知県又は三重県の場合

東海総合通信局　〒461―8795　名古屋市東区白壁１丁目15－１　名古屋合同庁舎第３号館

放送部放送課　電話番号052―971―9148

⑺　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県の場合

近畿総合通信局　〒540―8795　大阪市中央区大手前１丁目５－44　大阪合同庁舎第１号館

放送部放送課　電話番号06―6942―8568（ラジオ放送担当）

06―6942―8624（テレビ放送担当）

⑻　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の場合

中国総合通信局　〒730―8795　広島市中区東白島町19―36

放送部放送課　電話番号082―222―3386

⑼　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が徳島県、香川県、愛媛県又は高知県の場合

四国総合通信局　〒790―8795　松山市宮田町８－５

情報通信部放送課　電話番号089―936―5037

⑽　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の場合

九州総合通信局　〒860―8795　熊本市西区春日２丁目10－１　熊本地方合同庁舎

放送部放送課　電話番号096―326―7307

⑾　地上基幹放送局又は地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の送信場所が沖縄県の場合

沖縄総合通信事務所　〒900―8795　那覇市旭町１－９　カフーナ旭橋　Ｂ－１街区

情報通信課　電話番号098―865―2307

別表

１　中波放送を行う基幹放送局（親局に限る。）に使用させることのできる周波数等

⑴　広域放送

放送対象地域	送信場所	周波数（kHz）	空中線電力（kW）
関東広域圏	東京	954	100
		1134	100
		1242	100
中京広域圏	名古屋	1053	50
		1332	50
近畿広域圏	大阪	1008	50
		1179	50
		1314	50